みんなで考えよう！憲法と地方自治

施行30周年を記念して多彩な行事

日本国憲法が施行されて三十年、私はあらためてこの憲法を読み、さらにこれをまもるための決意を新たにしたいと思う。

毎年この時期、あるいは八月になると、「戦争体験の風化」という言葉を聞かされる。あのいまわしい無謀な戦争が終って三十年余りいわゆる戦後派が多数を占めてき、さらに平和の時代が続いていると、平和というものの重みを感じなくなってしまう。そんなこのご存在しているからである。

憲法は平和主義と民主主義によって貫かれている。この憲法によっていろいろの法律や制度が生まれ、そして運営され、また心ある国民や団体などが憲法感覚で守るための努力を積み重ねてきたからである。しかし多くの国民は、憲法を空気のように感じ、その存在を意識していないのではないか。

私たちの日常のくらしの中に、憲法はどんな形で生きているか、一年に一回だけでいいから憲法を読んで考えてみたいのである。

地方自治制度はこの憲法によって発足した。

地方のことは地域住民みずからの自治にまかせるという、いわゆる地方分権であるが、オイル・ショック以来の地方財政危機を契機としてすべての自治体が大きな問題としてとらえているのである。私は地方自治確立のための努力をさらに積み重ねたいと思う。市民各位のご協力をいただきたいのである。

新潟市では、憲法・地方自治法施行三十周年を記念して、〝市民のつどい〟を開くなど、多彩な行事を企画して、市民の皆さんとともに、この機会に、あらためて、憲法あるいは、地方自治をめぐる諸問題を考えることとしました。

憲法擁護 決意新たに

新潟市長　川上喜太郎

五月三日「憲法記念日」〝市民のつどい〟を開催

午後一時半から、市公会堂で

〝憲法・地方自治法施行三十周年記念市民のつどい〟を、五月三日「憲法記念日」に、市公会堂で、午後一時半から行います。

このつどいは、単なる講演形式で終始することなく、市民が参加して、憲法に対する意識をすこしでも高める催しにしたいと考えています。

式典では、〝新時代を迎えたごみ問題〟をテーマとした映画の上映を皮切りに、東京大学教授渡辺洋三の〝憲法と生活〟をテーマとした講演、市民による〝私の考え〟発表、入選作文の表彰式など、を行います。

市民による〝私の考え〟発表では、障害者の立場から、新潟大学音訓訓練士の伊林克彦さん（三十歳）から、〝主人公としての市民の役割〟を、松浜地区のボランティア〝若潮会〟の代表者、国塞昭さん（三十歳）から、〝婦人と職業〟を、乳児保育園〝松海ホーム〟園長の福田孝子さん（三十七歳）から行っていただきます。

憲法が、私たちの生活のすべてに、根強い基調となっていることは、いうまでもありません。

生命の保障、生きる権利など、人間生活の基本が、憲法によって支えられているわけです。

にもかかわらず、あまりに身近なためか、憲法に対する意識は、低調といわざるを得ません。

憲法を意識することは、人間を意識することです。

この機会に、多くの市民の皆さんとともに、あらためて、憲法をめぐる諸問題を考えてみたいと思います。多数ご来場ください。

市民のしあわせは〝憲法〟で支えられています。

憲法施行30周年記念
地方自治法

〝市民のつどい〟

と　き　5月3日　午後1時半
ところ　市公会堂

講　演
〝憲法と生活〟
東京大学教授　渡辺洋三
市民による〝私の考え〟発表
(1) 障害者の立場から　伊林克彦
(2) 主人公としての市民の役割　瀬川昭子
国塞昭
福田孝子
(3) 婦人と職業
入選作文表彰式
感想と意見
・東京大学教授　渡辺洋三
・新潟大学教授　小島康裕
映画上映
〝新時代を迎えたごみ問題〟

憲法記念作文募集

平沢さんが一席

応募数は三十五通

小学校四年生以上を対象に小学生以上としたため、小学生から二通、中学生から五通、応募がありました。また、男子が二十五通、女子が十通でした。

厳正な審査の結果、平沢真盛さん（五十六歳、五十嵐二の町）の「三十年の歳月」が、一席に選ばれました。

入選者は、次のとおりです。これらの方々は、五月三日の記念式典の席上で表彰されます。

（敬称略）

〔一席〕
▽平沢真盛「三十年の歳月」（五十六歳、五十嵐二の町、手をつなぐ親の会事務局長）

〔二席〕
▽土田洋之「あるできごとから憲法を考える」（五十三歳、須賀、教諭）
▽増子正義「憲法と学校」（二十二歳、中山、会社員）
▽渡辺政春「私たちの憲法」（十四歳、小針南町東九条、小針中学校二年生）
▽開川玲子「わたしたちの権利」（十四歳、小針南町東九条、小針中学校二年生）
▽渡辺政春「私たちの憲法」（二十二歳、中山、会社員）

〔佳作〕
▽平沢真盛「三十年の歳月」（五十六歳、五十嵐二の町、手をつなぐ親の会事務局長）
▽土田洋之「あるできごとから憲法を考える」（五十三歳、須賀、教諭）
▽増子正義「憲法と学校」（二十二歳、中山、会社員）
▽渡辺政春「私たちの憲法」（十四歳、小針南町東九条、小針中学校二年生）
▽開川玲子「わたしたちの権利」（十四歳、小針南町東九条、小針中学校二年生）

憲法記念作文募集という試みは、市民各層に、その生活体験、職場体験にもとづく憲法上の主張や問題提起を喚起することによって、市民の市政への参加を求めるものである。

それぞれ、審査の根本基準は、応募作品が、各自の経験を通じての憲法問題提起として優れているか否かにおいた。

三十五通（うち、高校生以下の応募が八通）の応募作品は、若干のものを除いて、概してまじめな論調であったが、右の審査基準に合致するものはすくなく、その意味で、作品全体の水準は、残念ながら高いとはいえない。

憲法に関する教科書的論調は、高い評価をしなかった。

憲法と地方自治を守り、発展させようとする新潟市の立場からして、改憲論は評価外においた。

第一席「三十年の歳月」（平沢貞盛）は、審査員全員が入賞作品とした。

戦中派らしい憲法に対する実感が表現されており、心身障害者の人権の確保の二項がほしい。

第二十七条の勤労の権利と義務。この条に、はっきり、心身障害者の勤労の権利と義務と就労の場の確保の二項がほしい。

第十一条の「基本的人権」の中に、当然、心身障害児者の権利も含まれるが、苦楽をともにした同年兵は数指を屈するのみだ。

多数の戦友の血であがなった憲法の平和に感謝しなければならない。

復員、結婚、子供、孫、もが同じ途だが、残念ることに、子供の一人が、生後半年のころ、医者がカゼだと首をかしげる病気が因で身心障害者である。

こうした障害をもつ子の親として、憲法をよみなおしてみる。

憲法の全文の中にも、また、黄色く変じた講話集の中にも、「心身障害」という文字は、でてこない。

戦後のみんなが、生きるといっても、だれもがそう解釈はしてくれないだろう。

第十二条の「社会福祉」。抽象的で漠然としている。景気が上昇すれば福祉が沸騰し、景気が下降すれば福祉が冷却する。

そんな社会福祉であっていいはずがない。

主主義とは人間が主体的にものごとをつくる思想である。近代憲法の原点は、市民革命を達成した市民がその自由と権利を守るために自らの手で憲法をつくったということである。ところがわが国の国民は、自らの手で憲法をつくったという歴史的経験をもっていないため、いろいろな点で民主主義が末だに十分に定着していないというふしがある。地方自治についてもそうであり、裁判制度についても同様である。また他の法律問題、たとえば富公労の争議権問題とか独占禁止法改正問題をとりあげても、世界的動向からおくれをとっている。法律的文化の水準は二流国か三流国かといってもいい。それはやはり憲法、法律が国民生活から離れているからである。

しかし、そのわが国でも、この十年くらい前から、国民が自らの身ぢかな生活要求をとりあげ、それを法律の上で実現しようとする民主主義的な住民運動が活発になってきた。都市問題、土地問題、環境問題、消費者問題、医療問題などが全国的に起り、これらの問題の解決をめぐって数多くの訴訟が提起されている。その背景には、ほとんど住民運動がある。そしてこれらの運動と訴訟をつうじて、たとえば環境権、日照権、消費者権などの新しい生存権が憲法上主張されるようになり、住民生活に密着した権利が憲法上の権利にまで高まるようになった。憲法を国民のものにする運動の成果が少しずつ実りつつある。またこの過程で、同時に住民の生活と健康を守ることを本旨とする地方自治体の役割があらためて見直されるようになり、地方自治権の課題も重要な課題となりつつある。

講師紹介
東京大学法学部卒
東京大学大学院修了　東京大学社会科学研究所助教授を経て、現在、同教授　日本学術会議会員　法社会学専攻
法と社会の関係を扱い、広く活躍中。
東京都出身　大正十年十一月二十一日生まれ　主な著書「憲法と現代法学」「法社会学と法解釈学」「日本における民主主義の状態」「法というものの考え方」等多数

憲法と生活

東京大学教授　渡辺洋三

憲法とかぎらず法律の問題は、日本ではまだ市民の生活にとって縁遠いものと考えられがちであり市民は法を敬遠する傾向がある。しかし他方、法治主義とか法を守らなければならないということがうるさく言われる。かんじんの法の中味が分らないのに、法を守るということは奇妙なことである。

法律にしたがわなくてはならないという以上、市民が法律をよく知っていることが前提である。政府も国民に法を守れという以上は、まずもって国民に法を知らしめるべきである。ところが法律の基本となる憲法についてさえ、それを知らせる熱意が政府にあるかどうか疑わしい。

かんじんの憲法記念日にさえ、政府は憲法普及行事を怠っている。また学校教育の中でも憲法教育の比重が下っている。

このように政府が消極的なので、多くの自治体がそれに代って独自の立場で憲法普及行事を行っている。新潟市でも昨年からその行事が始められたが、まことに結構なことである。とくに今年は憲法施行三十周年を迎え、教育基本法や地方自治法も三十歳の誕生を迎えるに至っている。この意義ぶかい年に、あらためて憲法の趣旨を考え直すことは重要である。

憲法の最も中心的思想の一つは、いうまでもなく民主主義であるが、民主主義とは人間が主体的にものごとをつくる思想である。近代憲法の原点は、市民革命を達成した市民がその自由と権利を守るために自らの手で憲法をつくったということである。ところがわが国の国民は、自らの手で憲法をつくったという歴史的経験をもっていないため、いろいろな点で民主主義が末だに十分に定着していないというふしがある。地方自治についてもそうであり、裁判制度についても同様である。また他の法律問題、たとえば富公労の争議権問題とか独占禁止法改正問題をとりあげても、世界的動向からおくれをとっている。法律的文化の水準は二流国か三流国かといってもいい。それはやはり憲法、法律が国民生活から離れているからである。

しかし、そのわが国でも、この十年くらい前から、国民が自らの身ぢかな生活要求をとりあげ、それを法律の上で実現しようとする民主主義的な住民運動が活発になってきた。都市問題、土地問題、環境問題、消費者問題、医療問題などが全国的に起り、これらの問題の解決をめぐって数多くの訴訟が提起されている。その背景には、ほとんど住民運動がある。そしてこれらの運動と訴訟をつうじて、たとえば環境権、日照権、消費者権などの新しい生存権が憲法上主張されるようになり、住民生活に密着した権利が憲法上の権利にまで高まるようになった。憲法を国民のものにする運動の成果が少しずつ実りつつある。またこの過程で、同時に住民の生活と健康を守ることを本旨とする地方自治体の役割があらためて見直されるようになり、地方自治権の課題も重要な課題となりつつある。

講師紹介
東京大学法学部卒
東京大学大学院修了　東京大学社会科学研究所助教授を経て、現在、同教授　日本学術会議会員　法社会学専攻
法と社会の関係を扱い、広く活躍中。
東京都出身　大正十年十一月二十一日生まれ　主な著書「憲法と現代法学」「法社会学と法解釈学」「日本における民主主義の状態」「法というものの考え方」等多数

一席入選作文

憲法施行三十年記念行事のひとつとして行った作文募集。寄せられた三十五通の作文の中から、みごと第一席に選ばれた平沢貞盛さんの作文をご紹介します。

「新憲法講話」が、本棚のすみにある。

昭和二十二年秋、憲法普及会の発行になる本である。

紙質はザラ紙で、全頁が黄色に変わっている。本の装丁も、全くお粗末である。

自分なりの書き込みがあって、敗戦の荒涼たる社会であったが、これから新しい時代がくる。

戦地から生還の喜びの中で、感慨をもって買い真剣に読んだことがわかる。

昭和二十一年七月、南方から復員。家に帰ってみると、屋敷の隅に、父の字になる一メートルほどの、すぐ下の弟の石碑がたっておって、二十年に戦没したことを知らされた。

敗戦直後のその時代になんで、こんな石碑をたてたのか、いぶかったし、幕地にたてず、屋敷内に立てたのは、当時の世相に遠慮があったからであろう。

今、当時の父の年齢になってみると、入試、就職、結婚、親の苦労はわからないが、戦場での生死の心配はない。

兄弟五人兵隊にいって、一人戦没―よい方といえたであろうが、戦場に子供を送った親の気持ちはどんなものであったか。

戦没の報が、親をどんなに悲しませたことか。父が、弟の石碑をたてた気持ちがわかる。

その心配は、今はない。

三十年の歳月

平沢貞盛（五十嵐二の町）

敗戦と掛け替えの憲法の戦争の放棄の条が、軍備・戦力・自衛論争の現在、やはり大きな歯止めとなって、平和に貢献していることはいなめない。

私の軍隊生活は、全く臆病な兵隊で、今でも恥ずかしいくらいである。

家内から旧戦友との交友のすくなさを指摘されることにせい一ぱいの時代だったのだろうか。

そうだけとは思えない。

政治も、行政も、社会も、福祉をとえるが、上空の雲のように、去来している。

第十一条の「基本的人権」の中に、当然、心身障害児者の権利も含まれるといっても、だれもがそう解釈はしてくれないだろう。

第十二条の「社会福祉」。抽象的で漠然としている。景気が上昇すれば福祉が沸騰し、景気が下降すれば福祉が冷却する。

そんな社会福祉であっていいはずがない。

恵まれない人、心身にハンディをもった人の福祉を最優先に考えられなければならないはずなのだが。

憲法は基本法だから、詳細は法律に委ねることはわかるが、憲法の中に「心身障害」の文字がほしい。

第二十六条「能力に応じて」心身障害児の教育の場合は、どう考えたらよいのか。能力とは？また、「普通教育」とはなにか。

心身障害児の特殊教育という。これは、普通教育に対置するものなのか。普通教育に含まれるのか。含まれるとすれば、昭和五十四年度から、障害児をふっとんでしまうだろう。

以上、不満ばかりを書きつらねたし、また、政治が、行政が、社会が、地域がやってくれるだろう―と手をこまねいて待つ姿勢を指摘されるだろう。

私たちのすすめる心身障害児者と親、家族たちの運動は、他力本願でなしに、憲法の不満な条項を書き改める気慨をもって、私たちの手でやれることから実践してゆかなければ、心身障害児者の福祉の向上、真に幸福な生活の日々はこないであろう。

この機会に、この黄色く変じた「新憲法講話」を、もう一度、読みなおそう。

初老に近い年齢で読みなおせば、それなりに、なにかをつかむことができるだろうと考えるし、これからの人生の活力源としたい。

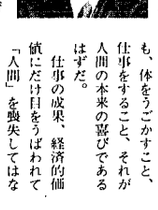

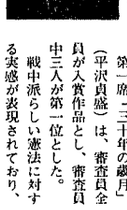

講評

審査委員長　小島　康裕
新潟大学法文学部教授

憲法記念特別寄稿

あさって五月三日は、「憲法記念日」。市は、別項ご案内のとおり、東京大学教授の渡辺洋三先生を講師に、〝憲法・地方自治法施行三十周年記念市民のつどい〟を開催し、渡辺先生から、〝憲法と生活〟と題する、講演を行っていただきます。

それに先だち、同題の論文を寄稿いただきましたので、ご紹介します。

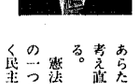

憲法とかぎらず法律の問題は、日本ではまだ市民の生活にとって縁遠いものと考えられがちであり市民は法を敬遠する傾向がある。しかし他方、法治主義とか法を守らなければならないということがうるさく言われる。かんじんの法の中味が分らないのに、法を守るということは奇妙なことである。

法律にしたがわなくてはならないという以上、市民が法律をよく知っていることが前提である。政府も国民に法を守れという以上は、まずもって国民に法を知らしめるべきである。ところが法律の基本となる憲法についてさえ、それを知らせる熱意が政府にあるかどうか疑わしい。

かんじんの憲法記念日にさえ、政府は憲法普及行事を怠っている。また学校教育の中でも憲法教育の比重が下っている。

このように政府が消極的なので、多くの自治体がそれに代って独自の立場で憲法普及行事を行っている。新潟市でも昨年からその行事が始められたが、まことに結構なことである。とくに今年は憲法施行三十周年を迎え、教育基本法や地方自治法も三十歳の誕生を迎えるに至っている。この意義ぶかい年に、あらためて憲法の趣旨を考え直すことは重要である。

憲法の最も中心的思想の一つは、いうまでもなく民主主義であるが、民主主義とは人間が主体的にものごとをつくる思想である。近代憲法の原点は、市民革命を達成した市民がその自由と権利を守るために自らの手で憲法をつくったということである。ところがわが国の国民は、自らの手で憲法をつくったという歴史的経験をもっていないため、いろいろな点で民主主義が末だに十分に定着していないというふしがある。地方自治についてもそうであり、裁判制度についても同様である。また他の法律問題、たとえば富公労の争議権問題とか独占禁止法改正問題をとりあげても、世界的動向からおくれをとっている。法律的文化の水準は二流国か三流国かといってもいい。それはやはり憲法、法律が国民生活から離れているからである。

しかし、そのわが国でも、この十年くらい前から、国民が自らの身ぢかな生活要求をとりあげ、それを法律の上で実現しようとする民主主義的な住民運動が活発になってきた。都市問題、土地問題、環境問題、消費者問題、医療問題などが全国的に起り、これらの問題の解決をめぐって数多くの訴訟が提起されている。その背景には、ほとんど住民運動がある。そしてこれらの運動と訴訟をつうじて、たとえば環境権、日照権、消費者権などの新しい生存権が憲法上主張されるようになり、住民生活に密着した権利が憲法上の権利にまで高まるようになった。憲法を国民のものにする運動の成果が少しずつ実りつつある。またこの過程で、同時に住民の生活と健康を守ることを本旨とする地方自治体の役割があらためて見直されるようになり、地方自治権の課題も重要な課題となりつつある。

講師紹介
東京大学法学部卒
東京大学大学院修了　東京大学社会科学研究所助教授を経て、現在、同教授　日本学術会議会員　法社会学専攻
法と社会の関係を扱い、広く活躍中。
東京都出身　大正十年十一月二十一日生まれ　主な著書「憲法と現代法学」「法社会学と法解釈学」「日本における民主主義の状態」「法というものの考え方」等多数

憲法記念週間 特設人権相談所

日時　5月2日午前10時～午後3時
会場　市中央公民館5階大講堂
相談担当者　人権擁護委員、法務局職員
―無料です。―

無料法律相談所

日時　5月6日午前10時～午後3時
会場　新潟県弁護士会館
相談担当者　県弁護士会

海外就職説明会

アジア、アフリカ、中近東、中南米、南太平洋の開発途上にある国々で働きたい方で20歳から35歳までの人が対象になります。
日時　5月14日午後2時から
会場　新潟シルバーホテル（駅前）
詳しくは国際協力事業団新潟事務所（☎47―1918）へ

労働保険料の申告 お済みですか

労働保険の概算・確定保険料の申告と納付を早めに済ませましょう。
申告・納付期限　5月15日まで
申告・納付先　労働基準局、労働基準監督署、県雇用保険課、日本銀行支店（代理店）、歳入代理店（銀行等）、郵便局
申告、納付上の注意
①申告書と納付書を切りはなさず、これに保険料を添えて、銀行、郵便局へ納付してください。
②保険料を5月15日までに納付できないときは、申告書だけを労働基準局、県雇用保険課、労働基準監督署へ提出してください。

試しはかりのご利用を

消費者の皆さんが日ごろのお買物が正確な計量によって取引きされるよう、新潟市では次の場所に自由に計れる試しはかりを設置しています。

お買物のたびに買った品物の目方をたしかめる習慣をつけましょう。

設置場所　大和新潟店内（古町通7）
本町上露店市場白竜権現脇、本町下露店市場、本町十二振興協同組合事務所前、清水フードセンター沼垂店前（沼垂四ツ角）、山ノ下露店市場佐藤電気店前、総合プラザーホンマ内（河渡新町）

高等職業訓練校訓練生募集

新潟市高等職業訓練校では経理事務科2級板金科の訓練生を募集しています。

	経理事務科	2級板金科
訓練期間	52年5月から53年3月まで（夜間課3月午後7時～9時10分）	52年5月から52年11月まで（夜間課3月午後7時～9時10分）
入校資格	満18歳以上の男女で高卒以上の学歴の人	満20歳以上で実務経験7年以上の人
訓練学科	商業簿記、工業簿記会計、原価計算、法規	製図、板金工作法材料、安全作業法
受講料	月3,500円	月3,500円
修了後の特典	日商簿記検定の2級合格への近道	2級技能師の学科試験免除

・申し込み　5月7日までに新潟市高等職業訓練校（新潟市鐘学南沢514　☎(44)4902）へ

ごみ・し尿の収集

～ゴールデンウィークの収集について～
5月5日（こどもの日）は、普通ごみ・し尿は収集します。
分別ごみ
粗大ごみ　は休みます。
5月3日（憲法記念日）　は休みます。

食品営業者の更新申請

5月に更新申請をしなければならない食品営業者は下記の地区の方です。該当する人は忘れずに更新申請を行ってください。組合加入者は組合の指導員の所に申請用紙をもらいにいってください。未加入者は市食品衛生協会（市役所6階衛生課内）に用紙があります。
該当地区　西堀通6～11番町、西堀前通7～11番町、古町通7～11番町、東堀通7～11番町、東堀前通7～11番町

ゆうあい号

月・日	時間	会場
5・1	午前10時～午後4時	ダイエー（万代1）
5・3		市役所前
5・4		(株)丸大新潟店（本町6）
5・7		ダイエー（万代1）

血圧の高い人の健康管理講習会

日時　5月9日午後1時半～4時
会場　西保健所（講堂）
内容　高血圧症について、日常生活について、食事について（試食）

安産教室

会場	月日	時間	参加資格（一応初産婦）	定員
東総合庁舎4階講堂	5・12	午前9時半～同11時半	妊娠6～7か月	40人（2部に1コース）
	5・18		妊娠8～9か月	
北区区事務所2階相談室	5・16		妊娠6～8か月	20人（1部1コース）

内容　安産体操の知識と実習、映画、出産に関する質疑応答
持参品　母子手帳、筆記用具、体操できる服装
申し込み　電話で東保健所母子保健係（☎41―4111　内259～261）へ

離乳食講習会

日時　5月4日午後1時～3時半
会場　東保健所栄養指導室
持参品　母子健康手帳

ママへの準備教室

期日　5月9日か23日
時間　午後1時半～3時半
会場　東保健所2階母子外来。
対象　妊娠7か月ころの初産婦20人（先着順）
内容　赤ちゃんの衣類の選び方、オムツの作り方、もく浴の方法ほか。
持参品　母子健康手帳、エプロン、タオル。
申し込み　東保健所母子保健係へ電話（☎41―4111番、内線259～261番）へ。
なお、受講票をお持ちの方は、記入のうえ、ご持参ください。